

裁判所職員総合研修所の概要



1. 裁判所職員総合研修所の組織等について

裁判所職員総合研修所（以下「総研」という。）は、「研修部門」と「事務局部門」に分けられています。

研修部門は、裁判所書記官研修部（以下「書研部」という。）、家庭裁判所調査官研修部（以下「調研部」という。）及び一般研修部の三つの部に分けられています。このうち、書研部は、裁判所書記官（以下「書記官」という。）及び裁判所速記官の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに書記官の養成を、調研部は、家庭裁判所調査官（以下「家裁調査官」という。）の執務に必要な理論及び実務に関する研修並びに家裁調査官の養成を、一般研修部はその他の研修をそれぞれ担当しています。

このほか、書記官の事務について研究する第一研究室及び家裁調査官の事務について研究する第二研究室が置かれ、各研究室では、各種研究の企画及び実施の指導、総研所報等に掲載する論文、研究結果報告書等の監修、各種法改正に関する資料及び情報の収集、分析等を行っています。

2 総研における研修実施の基本的な考え方

社会経済情勢の変化や価値観の多様化等に伴い、裁判所を取り巻く状況も大きく変容してきました。特に、裁判手続のIT化を契機として裁判事務の在り方が大きく問われる中、書記官や家裁調査官をはじめとした裁判所職員の執務のありようが大きく変容しようとしています。

総研では、各職種の専門性を高めるとともに、その専門性を基礎付ける思考力、思考力を状況に応じて適切に展開できる対応力等を涵養し、これからの時代の変化の中にあっても、適正・迅速な裁判を実現するため、裁判所に求められる役割を的確に果たすことのできる裁判所職員を育成していきたいと考えています。

また、適正・迅速な事件処理のため、裁判官を含めた職種間で、それぞれの職

務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携、強化を目的とする研修の充実、強化を図ることに力を入れており、裁判官と合同で研究するのがふさわしいテーマについては司法研修所（以下「司研」という。）と合同で研修を実施するほか、研修のテーマが総研内の各部で共通である場合については各部が合同で研修を実施しています。さらに、社会情勢等の変化に伴って関係職種間の連携が求められる場面も変容していくことが考えられることから、裁判所職員がそのような場面において連携力を十分に発揮できるように、とりわけ裁判官との連携が図られるように、各種研修及び養成課程の内容等について引き続き検討していきます。

3 令和3年度研修実施計画及び実施状況について

上記の総研における研修実施の基本的な考え方に加え、①裁判所を取り巻く状況の変化に適切に対応し、自律的に執務を遂行することができる職員の育成を図る、②各職場におけるOJTとの効果的な連携を意識した研修の充実を図る、③裁判官を含めた各職種間で、それぞれの職務についての相互理解を深めた上で、関係職種間の連携強化を図る、④社会情勢の変化や法改正の趣旨等を踏まえ、時宜に応じた課題に対応するとの観点から、全ての研修についての内容・科目の拡充を図りつつ、一層充実した研修の実施に努めていきたいと考えています。

また、各職種共通の組織課題として、組織運営の適正確保や障害者等に対する配慮を含む人権意識の涵養等についても、効果的な研修の在り方を検討し、カリキュラム等に反映させていきたいと考えています。

今年度は、これまでのところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえながら、計画上の予定時期に実施しなければならない必要性や参集以外の方法での実現可能性等を研修ごとに検討しており、日程を短縮した上でテレビ会議システム等を利用して実施したり、中止する場合であっても研修員に対して視聴覚教材を含む資料を提供するなどの支援を行ったりしており、可能な限り研修参加の機会又はこれと同等の効果が確保されるよう工夫しています。

新型コロナウイルス感染症の今後の見通しは不透明であり、今後の研修実施に及ぼす影響の有無及び程度を予測することも困難な状況にあります。引き続き、職員の研修参加機会と研修効果を可能な限り確保するための方策を検討するとともに、研修実施に当たっては着実に感染防止策を講じて、職員の養成及び育成に努めていきたいと考えています。

4 研修

近年の研修の内容は、次のとおりです。

(1) 管理者・中間管理者

職種間連携を前提とした組織運営の在り方を意識させるとともに、効果的な人材育成のための態勢整備・環境整備を図ることをねらいとする科目を実施しています。また、最新の施策に関する講義や共同討議などにより、様々な気づきを得る機会を与え、自己研さんの意識付けを図るなど、それぞれの役割を明確に意識させることを主眼としたカリキュラムの充実に取り組んでいます。

ア 管理者

首席書記官研究会、首席家裁調査官研究会、事務局長研究会、管理者研究会等の幹部職員を対象とする研究会を実施し、組織が直面する課題の認識を共有するとともに、より広い視点から、適切に組織全体をリードしていくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムとしています。

イ 中間管理者

平成30年度までは、全ての職種の中間管理者を対象とする研修について裁判部所属者と事務局所属者に分けて実施していましたが、令和元年度からは、これらを統合した上で、更に中間管理者としての執務経験及びポストに応じて二つの階層に分けて中間管理者研修Ⅰと中間管理者研修Ⅱとして実施しています。これらの研修では、管理能力の向上に加え、職種間・部署間連携の意識や組織全体の観点から最適なものを見極める目など、それぞれの階層に応じて求められる能力の向上を図っています。

(2) 書記官・家裁調査官

各種実務研究会において、書記官事務の整理の考え方や行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を担う家裁調査官の役割・機能を踏まえた共同討議を実施するなど、各職種間の連携強化を図りながら、的確な職務遂行を実現していくための視点の獲得等に重点を置いたカリキュラムを実施しています（各日程の一部を司研の研究会と合同で実施しています。）。

ア 書記官

書記官ブラッシュアップ研修（高裁委嘱）は、「事務の法的根拠を確認し、その目的を見定め、常に合理的な事務を追求できる書記官」を育成していくため、書記官任官後5年以上の中堅書記官を対象として、全国共通のカリキュラムで行われる唯一の研修です。本研修については、令和2年度から、①書記官事務の整理の考え方にに基づき、問題を発見し、それを解決する能力の向上を図るとともに、②中堅書記官としての役割を意識し、組織的視点の涵養を図るカリキュラムを充実させるなど、カリキュラムの最適化を図る見直しを行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、同年度の実施は中止したことから、令和3年度が最初の実施となります。

イ 家裁調査官

家裁調査官任官後の研修について、現在の家庭裁判所及び家裁調査官を取り巻く社会情勢を踏まえ、家裁調査官が行動科学の知見等に基づく事実の調査と調整を確実に実践していくための能力向上に向けて、中央研修が果たすべき役割を改めて検討した上で、任官後、概ね3年の実務経験を有する者を対象とする家裁調査官応用研修と、同研修終了後概ね2年以上の実務経験を有する者を対象として応募型で実施する家裁調査官特別研修とに整理し、家裁調査官応用研修については平成28年度から、家裁調査官特別研修については移行期間を経て令和元年度から本格実施しています。

いずれの研修も、最新の知見の習得や自己研さん等における手掛かりを得

て意欲を向上させるという中央研修の役割を踏まえるとともに、OJTとの連携を意識付け、裁判に役立つ調査事務につながるものとなることを目指して企画等を進めています。

(3) 事務官（係長等）

各庁の総務・人事・会計の各分野の係長・専門職を対象とする研修において、担当事務に関する諸課題や専門的知識に関する講義等を行うとともに、関係職員等との連携・協働を踏まえた円滑かつ適切な係運営の在り方、その実現のために重要となる視点や考え方、効果的な働き掛けの方法等について、「働き方改革」の観点も取り入れ、共同討議等を行うこととしています。また、事務局事務を遂行する上で基盤となる知識や考え方の習得に重点を置いたカリキュラムの充実強化を図っています。

5 研究

第一研究室では、令和3年度の書記官実務研究として、「財産管理における書記官事務の研究」をテーマとする研究を行っています。

第二研究室では、令和3年度家庭裁判所調査官実務研究（指定研究）として、「低年齢から反社会的行動を繰り返している少年の調査方法について（仮題）」をテーマとする研究を行っています。

6 養成課程

(1) 書記官養成課程

ア 令和3年7月1日現在の入所中の研修生の構成は、第一部第18期研修生228人（このほかに特許庁からの受託研修生1人）、第二部第17期研修生（2年生）77人、第二部第18期研修生（1年生）97人となっています。

イ 書記官養成課程では、法律科目と実務科目の効果的な連携に留意し、実務における書記官事務に即した形の演習を積極的に取り入れています。また、書記官事務の整理の考え方を涵養させるためのカリキュラムや、職種間の連

携及び協働の在り方について検討させる家裁調査官養成課程との合同カリキュラムなど、参加型、討論型の演習も実施しています。

また、令和3年度から、4月から約1か月間の日程で予修期修習を実施することとしました。これは、総研での研修を開始するに先立ち、研修生の所属庁等において、総研が作成した、民事、刑事、家事の各手続に関する講義DVDを視聴させた上で、書記官室等での執務の実情の見聞や法廷傍聴、記録の閲覧等を通じ、書記官事務の概要を具体的にイメージさせるとともに、総研が作成した課題の検討や解説DVDを視聴させること等で知識の定着を図ることにより、養成課程への円滑な導入を図ることを目的とするものです。

ウ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、令和2年度に引き続き、総研での集合研修と所属庁等におけるオンライン研修とを併用して実施しています。

エ 総研では、書記官養成課程が法律専門職としての専門性の基盤となる法的思考力の醸成を意識したものになっているか、時代の変化に対応できる力を身に付けさせる内容となっているか、IT化後の書記官事務の観点を意識した内容となっているかといった問題意識を持っており、この問題意識を踏まえたカリキュラムを検討しています。

この観点から、令和3年度は、「事件の進行を踏まえた書記官事務」の科目を新設しました。これは、書記官として、裁判官が訴訟の進行に応じて考える審理方針を理解して、これを共有し、その審理方針に基づくとどのような書記官事務をどのようなタイミングで行うべきかを考えるための基礎を確実に学ばせることを目的に、令和2年度まで複数の講義・演習科目で個別に触れていた内容を整理・統合し、「事件の進行を踏まえた書記官事務」として再構成して、新設科目としたものです。

今後も上記の問題意識を踏まえつつ、カリキュラムの内容の改定を検討していきたいと考えています。

(2) 家裁調査官養成課程

ア 令和3年7月1日現在の入所中の研修生の構成は、第17期研修生48人、第18期研修生54人となっています。

なお、第18期以降の研修生については、採用試験の見直しにより行動科学系の科目の受験が必須ではなくなったことから、その能力、資質の両面から動向を見ていく必要があります。第18期研修生は、同年7月から実務修習を開始しています。

イ 家裁調査官養成課程では、家裁調査官の役割・機能である事実の調査や調整を行うために必要な行動科学の知見や技法を体系的に習得させるとともに、グループ討議により多角的な視点で組織的に事件処理を行う姿勢を身に付けさせ、組織性の涵養にも重点を置いたカリキュラムを実施しています。また、裁判に役立つ調査事務を遂行するためには、関係職種とりわけ裁判官と連携できる専門性を身に付ける必要があることをより一層意識付けられるよう、講義や演習等で用いる教材等の見直しを進めているところです。

また、令和2年度から、養成課程研修の修了日が3月25日頃に変更され、修了後すぐに小規模庁等へ異動となることから、後期合同研修の終盤では、家庭事件全般で必要となる面接技法に関する演習や実務上の取扱いが多い後見等開始事件の演習を実施するなどして、任官後のスムーズな職務導入を図っています。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年4月採用の第17期研修生については、令和2年度実施の前期合同研修の大半が在宅学修となったことから、現在所属庁において実施中の実務修習の実情を把握した上で、令和3年9月から実施する後期合同研修において必要な手当てを実施する予定です。

7 総研の今後の取組と情報発信

(1) 今後の取組

効果的な人材育成を行うに当たっては、集合研修を担う総研においても、書記官及び家裁調査官をはじめとする裁判所職員の育成目標を見据え、養成課程の一層の充実を図り、OJTと集合研修（中央研修、高裁委嘱研修及び自庁研修）との連携を意識しながら、また、IT化後の書記官事務等の新しい課題も見据えながら、引き続き、研修内容の見直しを行って研修の充実を図ってきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴い、DVD視聴やテレビ会議の利用など、様々な工夫を行って実施した研修もありますが、こうしたコロナ禍での対応を契機として、改めて今後の研修の在り方を検討しています。DVD視聴、テレビ会議システム等を利用したオンライン形式については、それぞれの長所を生かして集合研修とうまく組み合わせて活用していくなれば、これまで総研が取り組んできたOJTと集合研修との連携強化をより一層図ることができるとの考えのもとで検討を進めているところです。令和3年度は、中央研修の一部においても、オンライン形式を利用することを検討しています。

また、集合研修と各庁のOJTとの連携を強化していく上では、各庁の幹部職員のほか、裁判官の理解と協力をいかに得ていくかが重要な課題であると考えて、検討しているところです。

(2) 総研の刊行物について

総研の刊行物として、総研で行われた各種実務研究会の結果要旨や研修実施結果等を掲載した「総研所報」と、書記官の研究論文を掲載した「書記官実務研究報告書」、家裁調査官の研究論文を掲載した「家裁調査官研究紀要」があります。令和3年度、「総研所報」は休刊予定です。

(3) 総研コンテンツについて

J・NETポータルでの総研コンテンツにおいて、実務研究会の結果要旨、中央研修や養成課程の状況及び文献情報など、執務に役立つ情報・資料等を提供

しているとともに、「総研ニュース」を掲載して総研の最新情報を発信しています。

目 録

- ・参考資料1 令和3年度研修実施計画
- ・参考資料2 令和3年度研修実施計画一覧表（令和2年度との比較表）
※参考資料1を令和2年度と比較しつつ一覧表の形に整理したもの
- ・参考資料3 令和3年度裁判所職員（裁判官以外）研修
※令和3年度の総研の研修の体系の全体像を図示したもの